

議案第105号

市道路線の廃止について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年11月30日

つくば市長 五十嵐立青

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及び第3項の規定に基づき、市道の路線を次のとおり廃止する。

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
5-3545号線	つくば市谷田部 6337 番 33 地先から	
	つくば市谷田部 3589 番地先まで	

（提案理由）

開発行為に伴い路線を廃止するため、この案を提出するものである。

# つくば市 12 月定例会

## 市道廃止図面



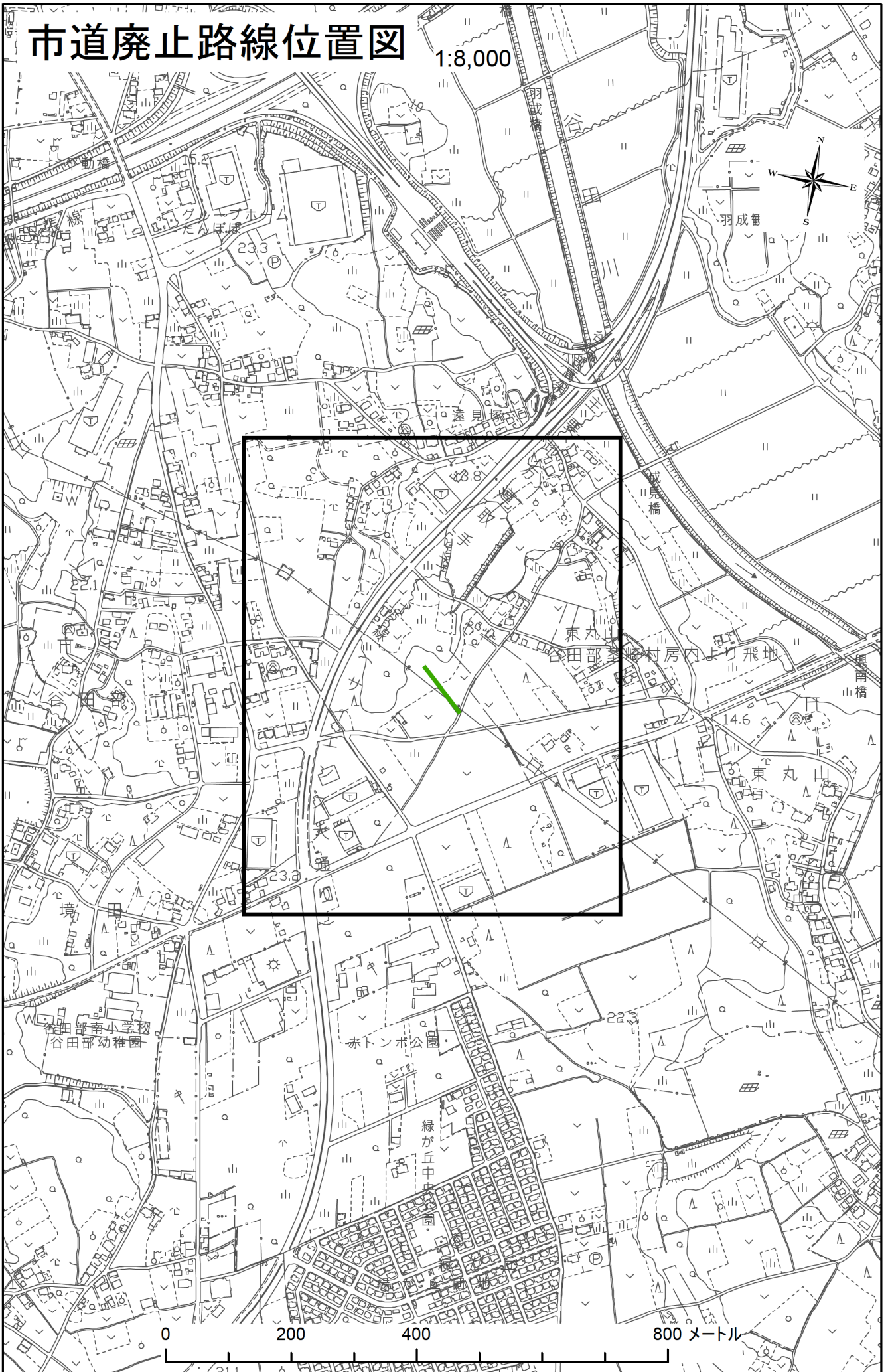
## 目次

路線名	起 点	理由	頁	延長(m)
	終 点			
5-3545号線	つくば市谷田部6337番33地先から	開発行為による影響のため	1, 2	93.5
	つくば市谷田部3589番地先まで			

合計路線	1本
合計延長	93.5m

# 市道廃止路線位置図

1:8,000



# 市道廃止路線平面図 1:4,000

